

# 感染防止安全計画書（秋田県）

## 1. 開催概要

イベント名	秋田市夏まつり雄物川花火大会	
出演者・チーム等	大会実行委員会スタッフ、北日本花火興業社、露店80社(予定)	
開催日時	令和 4 年 9 月 3 日 (19 時 30 分 ~ 20 時 15 分) (荒天時翌日順延)	
開催会場	雄物川河川緑地	
会場所在地	秋田市茨島 雄物川河川敷（羽越線鉄橋・秋田大橋間）茨島側・新屋側	
主催者	秋田市夏まつり雄物川花火大会実行委員会	
所在地	秋田市新屋扇町 13-34 西部市民サービスセンター内	
連絡先	018-828-4217	
収容率（上限）	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input checked="" type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	----- いずれかを選択（いずれも大声がないことを担保）	
収容定員	人	—
収容予定人数	観覧会場内 約40,000人	
対象者全員検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

## 2. 具体的な対策

### ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

#### <チェック項目>

- ☑ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

(※1) マスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。

(※2) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

#### <具体的な対策>

##### (1) 観覧時はマスク着用

事前に市広報やパンフレット、看板等で周知する。

当日は、場内アナウンスと新屋側30,000㎡を3人・茨島側40,000㎡を3人の計6名の警備員で堤防沿い（会場外縁部）および河川敷斜面下部（会場内縁部）から全体を見渡しながらか巡回・周知する。

##### (2) 花火鑑賞時の大声の自粛

歓喜の表現は、拍手等で行なっていただくよう場内アナウンスで依頼する。

##### (3) 大声の自粛要請に従わない者に対する措置

場内アナウンスで会場全体にお願いすると共に、上記(1)で巡回中の警備員の無線による応援要請で近傍を巡回中の警備員や本部で待機しているスタッフ合わせて3人以上の体制で、個別に要請する。

##### (4) その他

マスク着用については、感染状況に応じて示される厚生労働省専門家部会の指針に従う。

## ②手洗、手指・施設消毒の徹底

### <チェック項目>

- こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）
- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

### <具体的な対策>

- (1) 会場入口  
会場の全ての入口（6カ所）に、アルコール消毒液を設置し、入場の際、手指消毒を奨励する。
- (2) 会場内  
主にトイレ出口（4カ所）にアルコール消毒液設置場所を設ける。（新屋側2カ所、茨島側2カ所）
- (3) 仮設トイレ  
ドアノブ、ペーパーホルダー、便座を約30分間隔で、アルコール噴霧機により消毒する。
- (4) 場内アナウンス  
手指消毒の励行を場内アナウンスで呼びかける。

## ③換気の徹底

### <チェック項目>

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底  
屋外につき対象外

#### ④来場者間の密集回避

##### <チェック項目>

- 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
- 人と人とが触れ合わない間隔の確保

##### <具体的な対策>

###### （１）開催時間短縮による密集回避

従来90分の開催時間を半分の45分に短縮し、打ち上げ玉の数や規模の縮小を事前に告知する事によって、観覧者数の抑制を図り、密集を回避する。

###### （２）入場時の密集回避

観覧会場入場時の密を回避するため、入口6カ所全てに各2名、入場口に通ずる主要な道路6カ所に各1名、計18名を大会開始の3時間前から配置し、移動時の密集回避の呼び掛けと誘導を行う。

また、場内の空きエリアの状況を、逐次、場内アナウンスや入口で呼びかけることによって、入場時のスムーズな移動や入場自粛を促す。

（例）「会場内の空きエリアが20%以下となっております。入場する方は、ソーシャルディスタンスに配慮した上、スムーズな入場をお願いします。」／「会場内の空きエリアがありません。入場いただいてもソーシャルディスタンスを保てませんので入場をお断りさせていただいています。」「感染防止のためシートの間を1メートル確保していただいています。現在、感染防止対策をとれる空間がありません。」

加えて、入口は、会場内が見渡せる堤防にあることから、入場者やその沿線上にいる人に、自ら会場の状況確認を促すとともに、警備員等が入場制限しなければならない状況を説明する。

###### （３）観覧会場の入場制限

・ 広報・HP等による事前告知の徹底

（例）感染防止対策のため、ソーシャルディスタンスの確保が出来なくなる恐れが生じた場合は入場規制を行います。

- ・場内アナウンスや入口およびその沿線上で、観覧エリアの空きがなく、ソーシャルディスタンスを保つての観覧が困難な状況を説明し、観覧会場への入場をお断りする。

(例)「ただいま、ご覧のように会場内は混み合っております。ソーシャルディスタンスを保つために入場をお断りさせていただいております。」

入口を設置する堤防やその沿線上の橋梁などで、会場全体を見渡すことができる事から、次の(4)に記載の一定の秩序あるシートの設置をお願いする事で、これから入場する観覧者が現状を一目で確認することができ、入場の自粛等に通じる。また、それを促すよう警備員による入口前やその沿線での呼びかけを行う。

#### (4) 座席配置による密集回避

会場内に、座席シート(レジャーシート、ブルーシート等)の設置の仕方を記載する表示※を設置すると共に警備員を新屋および茨島側の各会場にそれぞれ各3名計6名を配置し、感染対策の一環として、ディスタンスを確保しながら、多くの方に安全・安心してご覧いただけるよう、次に示すように座席シートの設置を誘導する。

- ・座席シートは、家族など普段一緒に居る方を1シートとし、前後左右の距離を1m程度空けて設置

- ・会場内の混雑具合を堤防上部より監督し、空いているエリアを場アナウンスし、警備員と共に秩序あるシートの配置を誘導  
パイプイス等の高さのある椅子での観覧は禁止とする。

※(例) 感染防止対策(座席シートの設置の仕方)

- ・観覧は、家族や友達など普段一緒にいる人(最大5人程度)を1グループとして、1枚のシートを敷いてご覧ください。

- ・前後左右のグループとのシートとシートの間は1メートル程度離してください。

注: 前後左右の間隔が1メートルを満たさない場合は、退出していただく場合があります。

- ・シートのおおきさは、5人で4畳、2人で2畳程度と観覧者数に適したおおきさとしておください。

- ・ディスタンスが保たれない恐れがあるので、シートを設置しないでの観覧は、お断りさせていただきます。(事前にも告知)

#### (5) 露店エリアの感染対策

出店数の2割削減、営業時間の短縮、アルコール販売の禁止。

店舗間の間隔を1m程度空ける。

また、場内アナウンスおよび露店エリア約4,000㎡に警備員2名を配置しての巡回および各店舗販売員による密回避の呼びかけを行う。

#### (6) 退場時の密集の回避

場内アナウンスを行い、各出口2名、計8名の人員を配置して誘導を行い、一斉に退場するのではなく、新屋、茨島両会場の両側2カ所の出口に近い場所から順に、交差しないように呼びかけ退出していただく。

### ⑤ 飲食の制限

#### <チェック項目>

- 飲食可能エリアにおける感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛（ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない）
- 飲食中は、マスク無しでの会話禁止を徹底
- 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

#### <具体的な対策>

##### (1) 会場内の酒類の販売、持込、飲酒の禁止

飲酒に関しては、声が大きくなったり、感染対策への注意が散漫になるため禁止とする。（他の飲料は、熱中対策上可とする）  
周知については、広報やHPでの事前周知、会場での場内アナウンス、巡回スタッフの指導により行う。

##### (2) 軽食の黙食を原則

長時間の食事は、マスクを外す時間が長くなるため、短時間食事と黙食の徹底を事前告知と場内アナウンスでお願いする。

### (3) 露店対策

調理人等へもマスク着用を徹底し、大声での販売を禁止。出店数の2割削減、営業時間の短縮、アルコール販売の禁止。

また、店舗間の間隔を1m程度空け、出店者が「外食業の事業継続のためガイドライン」を遵守するよう指導する。

## ⑥出演者等の感染対策

### <チェック項目>

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）

### <具体的な対策>

出演者と観覧者の距離が十分に離れているため、一般的な感染対策で十分であるものの、スタッフ、関係者、業者等に対しては、観覧者との接触もあることから一般的な感染対策に加え次の事項も実施する。

#### (1) 開催日前一週間

開催日の一週間前から、発熱や風邪の症状の有無を確認する。

#### (2) 当日

- ・発熱や、風邪の症状の有無を確認し、症状が出ているスタッフ等においては、業務に携わる事のないようにする。
- ・事前確認により主催者スタッフ、関係者、納入業者の家族等に感染者がいる場合は、業務に携わらせない。

#### (3) 準備作業

準備作業にあっても事前確認によりスタッフ、関係者、業者およびこれらの家族等に感染者がいる場合は、業務に携わらせない。

## ⑦参加者の把握・管理等

### <チェック項目>

- ☑「5つの場面」の注意喚起や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起
- ☑入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- ☑入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止

### <具体的な対策>

#### （１）秋田県版新型コロナ安心システムの導入

以下の通り、より詳細に注意喚起を呼びかける事が出来るようエリアを区分し、事前の告知や、看板の設置によりインストールをお願いし、万が一感染者が発生した場合の注意喚起に活用する。

- ・入口付近の立て看板（新屋側、茨島側２区分）、またパンフレット等に同様のQRコードを印刷し事前のお願いをする。
- ・パンフレットとホームページで、事前に告知し、観覧後、自宅に戻ってからインストールを行うことを会場の場内アナウンスでお願いする。

#### （２）観覧当日の対策

事前に自宅で検温し、37.5℃未満であることや風邪の症状が無い事を確認するよう、HPや広報等で呼びかけるとともに、未実施の方に向け、入口付近に検温できる場所も設置する。（4カ所）

#### （３）終了後の対策

大会終了後は、会場内に滞留することなく、また寄り道なしで自宅に帰るよう場内アナウンスを繰り返す。

- （例）皆様のご協力が無事大会も終了する事が出来ました。来年もこの会場で元気にお会いするため、会場内や会場付近で留まることのないよう、まっすぐご帰宅くださいますようお願いいたします。